

重 要

令和3年度後期分授業料免除について (専攻科生対象)

1. 対象者（下記A， Bの両方に該当していること）

A 日本学生支援機構給付奨学金に申請した専攻科生（ただし，平成31（令和元）年度において本科4年以上に在籍していた者に限る）

B 経済的理由によって授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者

2. 申請書類配付

9月29日（水）から10月14日（木）まで 学生課学生支援係窓口で配付

3. 申請書類受付

申請書：10月25日（月）17時まで（期間厳守）

受付場所：学生課学生支援係窓口（配付場所と同じ）

申請書類は，専攻長に確認印を押してもらった後に学生課学生支援係へ提出すること

4. 留意事項

- ① 日本学生支援機構給付奨学金への申請も忘れずに行うこと。
- ② 免除不許可となり免除されない場合がある。また，半額免除となる場合がある。
- ③ 審査のうえ，免除許可又は不許可を，申請者本人へ文書で通知する。
- ④ 免除不許可となった場合は当該授業料の全額を，半額免除となった場合は当該授業料の半額を指定の方法で納付しなければならない。
- ⑤ 申請に際しては，事実を正確に記載すること。
- ⑥ **上記3に定める申請期間以外の申請は一切認められないので，申請に際しては，申請期間に十分留意すること。**
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響で各手続きが間に合わない、できないという場合は，学生支援係に相談してください。相談は電話でもかまいませんので間に合わない、できないと思った時点で速やかに連絡してください。

以 上

令和 3年 9月

（担当：学生課学生支援係 電話：018-847-6020（平日9:00~16:00））